

平成 22 年度食品安全モニターの募集について

1 趣旨

食品安全モニター（以下「モニター」という。）は、消費者の方々に日常の生活を通じて、食品安全委員会（以下「委員会」という。）が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性などについて意見等をいただくとともに、地域への情報の提供に協力いただくために委員会が依頼するものである。

2 食品安全モニターの対象者

モニターを依頼する者については、日本国内に居住している満 20 歳（平成 22 年 4 月 1 日時点）以上で、食品の安全について関心を持ち、食品安全モニター会議に出席可能な者のうち、以下のいずれかの条件を満たしているもの対象とする。ただし、議員及び常勤公務員は対象外とする。

- ① 大学等で食品に関係の深い学問（医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学、家政学、食品工学、食品に関する社会科学（流通・経営等）等）を修了していること
- ② 食品に関係の深い資格（栄養士、管理栄養士、調理師、食品衛生管理者等）を持っていること
- ③ 食品の安全に関する行政・業務に従事したことがあること

※ モニターの定数は 470 名とし、任期を 2 年として 1 年ごとに半数を改選する。

※ 平成 22 年度の募集人員は 235 名とする。なお、過去にモニターを経験している者の再選については、原則的に平成 22 年度の募集人員の半数を上限とする。

※ モニターは、委員会事務局長が依頼し、その依頼期間は、依頼を承諾した日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

3 食品安全モニターの役割

モニターに対しては、次の事項を依頼する。

- ① 食品の安全に係る調査についての報告
- ② 食品安全行政などに関する意見の随時報告
- ③ 食品の安全に関する危害情報を入手した場合の情報提供
- ④ 食品安全モニター会議への出席
- ⑤ 委員会が行う食品の安全に関する情報提供への協力

4 報告等の活用

モニターからの報告については、委員会が食品の安全性の確保に向けた役割を的確に果たしていくための参考とする。

また、随時提出された報告については、整理して、関係行政機関にも送付し、当該関係機関における行政への反映を図るとともに、報告の概要をホームページ等に掲載することにより、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供する。

5 今後のスケジュール

- ① 募集開始：平成22年1月8日（金）〔食品安全委員会ホームページへの掲載等〕
- ② 募集締切：平成22年2月5日（金）（郵送にあつては当日消印有効）
- ③ 選考結果通知：平成22年3月下旬
- ④ 依頼状発送：平成22年4月上旬

（モニター募集に関する問い合わせ先）

内閣府食品安全委員会事務局「食品安全モニター」担当 Tel.03-6234・1144・1151・1154